

組織の総団結で確定闘争を勝利しよう！

07賃金確定闘争



西川委員長を先頭に三役・賃金部長にて要請を行った



東京清掃労働組合
千代田区飯田橋3-9-3
TEL (3237) 9995
毎月5日15日25日発行
1部20円
編集責任
教宣部長
木川 治

わが組合の綱領

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

07年人勧 特集号

特別区人事委員会は10月16日、特別区長会と議長会に対して月例給・一時金等を勧告した。官民較差は38円(0・01%)、一時金は0・05月増との勧告であった。地方公務員給与を巡り国(総務省)が厳しい姿勢を崩さないなか現業賃金の取扱いについては、予断を許さない状況だ。我が組合は、勧告の完全実施及び自らが交渉で決める現業系職員の賃金確定交渉を全力で取組む。

わが組合は、月例給と一時金の改善を求めて07年人勧闘争を進めている。勧告では、官民較差0・01%、38円と示された。ただし、較差が小さいため、給料表全体の改定は行われず、民間との差が大きくなっていく。初任給を中心に若年層に限定した改定となる。地域手当については、平成20年1月から14・5%に引き上げられている。一時金については、0・05月の引き上げ。民間の一時金において考課査定分が増えているとし、増加分は勤勉手当に当てられるとの勧告であった。

賃金確定闘争では、諸手当・特別給・扶養手当・住宅手当等のあり方、退職手当の支給率、昇任・昇格制項目が山積している。人勧の内容と取組みについては、支部書記長会議で詳しく説明する。

勧告後、わが組合は、ただちに区長会に対して要請を行った。25日には、確定に向けた具体的な要求を突きつける団体交渉を予定している。

今年度の賃金確定に向けた要求課題、闘争方針、具体的な取組み等は、23日の第1回中央委員会で確認した後、全組合員が総団結して、確定闘争勝利まで全力で闘う予定である。

声 明

10月16日、特別区人事委員会は、「2007年 特別区職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

勧告の主な内容は、例月給は公民較差が少ないことから改定を見送りとした。(額で38円、率で0・01%) 特別給については、0・05月引き上げ4・45月から4・5月に改定し増加分は勤勉手当に割り振る。行政職(一)給料表の大卒程度の初任給については、国や他団体同様に2,000円引き上げ179,200円→181,200円とした。

諸手当については、地域手当を13%から14・5%に引上げ、本給を同率程度引下げ、地域手当の支給割合を平成20年1月から変更するとした。その他、意見として、能力・業績及び職責に基づく人事管理の推進等更なる人事管理制度の強化、勤務環境の整備等に向けた意見等を出した。

人事委員会の勧告は現業系職員の賃金等の確定に大きな影響を及ぼすことから、特別区人事委員会に対し要請を重ねてきた。2007年特別区人事委員会の勧告内容は、基本的に人事院に追随する内容である。この間、わが組合が特別区人事委員会に対して要請をしてきた切実な思いには全く耳を傾けることなく、国・総務省の圧力に屈し、昨年同様人事院に追随する内容である。特別区人事委員会としての自立性・主体性、労働基本権制約の代償機関としての役割を一定程度は果たして入るもの、不十分である。

一方、人事委員会としては越権行為である現業(技能)系職員の人事・任用制度、賃金制度にまで言及する他団体がある中で、特別区人事委員会が、現業(技能)系職員に賃金等については、労使自治であり労使交渉・労使合意により確定するとの見解を示している。この原則を踏まえ、他団体の勧告に左右されず中立の第三者機関としての一定の責務を果たしたことは一定評価できる。

今次確定闘争は、総務省が地方公務員の現業系職員の賃金について大幅に引き下げるよう各自治体に強力な圧力をかけてきている。総務省のさらぬ調査(結果)については具体的に指摘し、首都東京に働く清掃労働者の賃金水準について現行制度を基本としつつ納得できる賃金制度、人事・任用制度構築に向け組織の総力で闘い抜くものである。

2007年10月16日
東京清掃労働組合